

目次

凡例

一 貸金業法・貸金業法施行令・貸金業法施行規則・監督指針

○貸金業法目次	2
○貸金業法施行令目次	4
○貸金業法施行規則目次	4
○貸金業法・貸金業法施行令・貸金業法施行規則・監督指針対照表	8
第一章 総則(第一条・第二条)	11
第二章 貸金業者	19
第一節 登録(第三条―第十二条)	19
第二節 業務(第十二条の二―第二十四条の六)	43
第三節 監督(第二十四条の六の二―第二十四条の六の十二)	197
第二章の二 貸金業務取扱主任者制度(第二十四条の七―第二十四条の五十)	231
第三章 貸金業協会	251
第一節 設立及び業務(第二十五条―第三十六条)	251
第二節 協会員(第三十七条・第三十八条)	254
第三節 管理(第三十九条―第四十一条の二)	255
第四節 監督(第四十一条の三―第四十一条の六)	255
第五節 雑則(第四十一条の七―第四十一条の十二)	257
第三章の二 指定信用情報機関	259
第一節 通則(第四十一条の十三―第四十一条の十六)	259
第二節 業務(第四十一条の十七―第四十一条の二十六)	264
第三節 監督(第四十一条の二十七―第四十一条の三十四)	268
第四節 加入貸金業者(第四十一条の三十五―第四十一条の三十八)	272
第三章の三 指定紛争解決機関	279
第一節 通則(第四十一条の三十九―第四十一条の四十一)	279
第二節 業務(第四十一条の四十二―第四十一条の五十四)	283

第三節 監督（第四十一条の五十五―第四十一条の六十一）	293
第四章 雑則（第四十二条―第四十六条）	298
第五章 罰則（第四十七条―第五十二条）	306
○貸金業法附則（抄）	312
○貸金業法施行令附則（抄）	325
○貸金業法施行規則附則（抄）	332
○貸金業法施行規則別表・様式	342
○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院財務金融委員会 平成一八年一月二九日）	365
○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院財政金融委員会 平成一八年二月二日）	365
○貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件	366
二 出資法・利息制限法	
○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令対照表	368
○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令附則	373
○利息制限法・利息制限法施行令対照表	378
○利息制限法・利息制限法施行令附則	382
三 e・文書法関連法令	
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律	386
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令	388
○内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	388
四 貸金業者向けの総合的な監督指針	
○貸金業者向けの総合的な監督指針	392
・自己検証リスト（案）	435
・貸金業者登録審査事務チェックリスト	437
・別紙様式等	442
○指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針	457

五 日本貸金業協会諸規則

○貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則	468
○業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則	481
○紛争解決等業務に関する規則	486
○紛争解決等業務に関する細則	507
○貸付自粛対応に関する規則	522

凡例

一. 内容現在日

本書に登載した各法令及び諸規則等は、令和三年四月一日を内容現在としている。

二. 本書の構成（対照表の見方）

(1) 四段対照表（貸金業法関連）

① 一段目「貸金業法」・二段目「貸金業法施行令」・三段目「貸金業法施行規則」・四段目「貸金業者向けの総合的な監督指針」

② 原則として、貸金業法の各条文を基準とし、関連する施行令・施行規則・監督指針の各条文等と対照させている。

③ 貸金業法施行令、貸金業法施行規則の条文で重複して掲載されるものについては、それぞれの目次において初出の頁数のみを記載した。

(2) 二段対照表（出資法関連・利息制限法関連）

① 一段目「出資法」・二段目「出資法施行令」／一段目「利息制限法」・二段目「利息制限法施行令」

② 原則として、それぞれの法の各条文を基準とし、関連する施行令の各条文と対照させている。

三. 法令等略称

○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ↓ 出資法

○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令 ↓ 出資法施行令

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 ↓ e・文書法

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令 ↓ e・文書法施行令

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 ↓ e・文書法施行規則（内閣府の所管する金融関連法令）

○ 貸金業者向けの総合的な監督指針 ↓ 監督指針

四. その他

(1) 行政処分・罰則の注記

「行政処分」・「罰則」の参照条文を、条文の末尾に注記した。

(2) 未施行に係る条文

令和三年四月二日以降に施行される条文については、本文には直接改正を加えず、改正文を点線枠で囲って当該条文等の後に掲載し、その旨を注記した。

(3) 条文の読替え

貸金業法第二十四条第二項による読替後の貸金業法第十七条第一項、第二項及び第十八条第一項の記載については、当該条文の後に実線枠で囲って掲載し、その旨を注記した。

(4) 法令等の条文

原則として原文のとおり掲載している。

貸金業法目次

第一章 総則

第一条(目的)	11
第二条(定義)	11

第二章 貸金業者

第一節 登録

第三条(登録)	19
第四条(登録の申請)	20
第五条(登録の実施)	26
第六条(登録の拒否)	27
第七条(登録換えの場合における従前の登録の効力)	36
第八条(変更の届出)	37
第九条(貸金業者登録簿の閲覧)	39
第十条(廃業等の届出)	40
第十一条(無登録営業等の禁止)	41
第十二条(名義貸しの禁止)	41

第二節 業務

第十二条の二(業務運営に関する措置)	43
第十二条の二の二(指定紛争解決機関との契約締結義務等)	67
第十二条の三(貸金業務取扱主任者の設置)	77
第十二条の四(証明書の携帯等)	77
第十二条の五(暴力団員等の使用の禁止)	79
第十二条の六(禁止行為)	79
第十二条の七(生命保険契約等の締結に係る制限)	79
第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)	81
第十二条の九(相談及び助言)	85
第十三条(返済能力の調査)	85
第十三条の二(過剰貸付け等の禁止)	89
第十三条の三(基準額超過極度方式基本契約に係る調査)	97
第十三条の四(基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置)	103
第十四条(貸付条件等の掲示)	104
第十五条(貸付条件の広告等)	105
第十六条(誇大広告の禁止等)	106
第十六条の二(契約締結前の書面の交付)	108
第十六条の三(生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)	114
第十七条(契約締結時の書面の交付)	115
第十八条(受取証書の交付)	128

第十九条(帳簿の備付け)	131
第十九条の二(帳簿の閲覧)	132
第二十条(特定公正証書に係る制限)	132
第二十条の二(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)	133

第三節 監督

第二十一条(取立て行為の規制)	134
第二十二条(債権証書の返還)	137
第二十三条(標識の掲示)	137
第二十四条(債権譲渡等の規制)	137
第二十四条の二(保証等に係る求償権等の行使の規制)	147
第二十四条の三(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)	156
第二十四条の四(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)	165
第二十四条の五(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)	173
第二十四条の六(準用)	181

第二章の二 貸金業務取扱主任者制度

第二十四条の七(資格試験)	231
第二十四条の八(指定)	232
第二十四条の九(指定の公示等)	233
第二十四条の十(役員を選任及び解任)	233
第二十四条の十一(試験委員)	233
第二十四条の十二(秘密保持義務等)	234
第二十四条の十三(試験事務規程)	234
第二十四条の十四(事業計画の認可等)	234
第二十四条の十五(帳簿の備付け)	235
第二十四条の十六(監督命令)	235
第二十四条の十七(報告徴収及び立入検査)	235
第二十四条の十八(試験事務の休廃止)	236

第二十四条の十九(指定の取消し等)	236
第二十四条の二十(指定等の条件)	236
第二十四条の二十一(内閣総理大臣による試験事務の実施等)	237

第三章 貸金業協会

第一節 設立及び業務

第二十四条の二十二(受験手数料)	237
第二十四条の二十三(合格の取消し等)	237
第二十四条の二十四(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)	238
第二十四条の二十五(貸金業務取扱主任者の登録)	238
第二十四条の二十六(登録の手続)	239
第二十四条の二十七(登録の拒否)	240
第二十四条の二十八(登録の変更)	241
第二十四条の二十九(死亡等の届出)	241
第二十四条の三十(登録の取消し)	242
第二十四条の三十一(登録の抹消)	242
第二十四条の三十二(登録の更新)	242
第二十四条の三十三(登録事務の委任)	242
第二十四条の三十四(登録手数料)	243
第二十四条の三十五(登録事務に係る審査請求)	243
第二十四条の三十六(登録講習機関の登録)	244
第二十四条の三十七(登録講習機関の登録の拒否)	244
第二十四条の三十八(登録講習機関の登録の実施)	245
第二十四条の三十九(登録講習機関の登録の更新)	245
第二十四条の四十(講習事務の実施に係る義務)	246
第二十四条の四十一(登録講習機関の登録事項の変更の届出)	246
第二十四条の四十二(講習事務規程)	246
第二十四条の四十三(講習事務の休廃止)	247
第二十四条の四十四(財務諸表等の備付け及び閲覧等)	247
第二十四条の四十五(適合命令)	248
第二十四条の四十六(登録講習機関の登録の取消し等)	248
第二十四条の四十七(帳簿の備付け)	248
第二十四条の四十八(内閣総理大臣による講習事務の実施)	249
第二十四条の四十九(報告徴収及び立入検査)	249
第二十四条の五十(登録等の公示)	250

第二十九条(認可の取消し)	252	第四十一条の二十(業務規程の認可)	265
第三十条(営利追求の禁止)	252	第四十一条の二十一(差別的取扱いの禁止)	266
第三十一条(定款)	252	第四十一条の二十二(記録の保存)	267
第三十二条(業務規程の記載事項)	253	第四十一条の二十三(加入貸金業者に対する監督)	267
第三十三条(定款等の変更の認可等)	253	第四十一条の二十四(指定信用情報機関の情報提供)	267
第三十四条(支部)	253	第四十一条の二十五(加入貸金業者の名簿の縦覧)	268
第三十五条(会長又は理事の行為についての損害賠償責任)	253	第四十一条の二十六(名称の使用制限)	268
第三十六条(協会の住所)	253	第三節 監督	
第二節 協会員		第四十一条の二十七(変更の届出)	268
第三十七条(協会員の資格及び協会への加入の制限)	254	第四十一条の二十八(信用情報提供契約の締結等の届出)	268
第三十八条(協会員に対する処分等)	254	第四十一条の二十九(業務及び財産に関する報告書の提出)	269
第三節 管理		第四十一条の三十(報告徴収及び立入検査)	270
第三十九条(役員を選任及びその職務権限)	255	第四十一条の三十一(業務改善命令)	270
第四十条(役員解任命令)	255	第四十一条の三十二(信用情報提供等業務の休廃止)	271
第四十一条(仮理事又は仮監事)	255	第四十一条の三十三(指定の取消し等)	271
第四十二条(秘密保持義務)	255	第四十一条の三十四(信用情報提供等業務移転命令)	271
第四節 監督		第四節 加入貸金業者	
第四十一条の三(定款等の変更命令)	255	第四十一条の三十五(個人信用情報の提供)	272
第四十一条の四(法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員解任等)	256	第四十一条の三十六(指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等)	273
第四十一条の五(報告徴収及び立入検査)	256	第四十一条の三十七(加入指定信用情報機関の商号等の公表)	275
第四十一条の六(内閣総理大臣への提出書類)	256	第四十一条の三十八(目的外使用等の禁止)	275
第五節 雑則		第三章の三 指定紛争解決機関	
第四十一条の七(苦情への対応)	257	第一節 通則	
第四十一条の八(内閣総理大臣又は都道府県知事に対する協力)	257	第四十一条の三十九(紛争解決等業務を行う者の指定)	279
第四十一条の九(協会による啓発活動等)	257	第四十一条の四十(指定の申請)	281
第四十一条の十(協会の登記)	257	第四十一条の四十一(秘密保持義務等)	283
第四十一条の十一(協会の解散)	258	第二節 業務	
第四十一条の十二(認可等の公示)	258	第四十一条の四十二(指定紛争解決機関の業務)	283
第三章の二 指定信用情報機関		第四十一条の四十三(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)	284
第一節 通則		第四十一条の四十四(業務規程)	284
第四十一条の十三(信用情報提供等業務を行う者の指定)	259	第四十一条の四十五(手続実施基本契約の不履行の事実の公表等)	288
第四十一条の十四(指定の申請)	260	第四十一条の四十六(暴力団員等の使用の禁止)	288
第四十一条の十五(指定信用情報機関の役員兼職の制限)	262	第四十一条の四十七(差別的取扱いの禁止)	288
第四十一条の十六(秘密保持義務)	264	第四十一条の四十八(記録の保存)	288
第二節 業務		第四十一条の四十九(指定紛争解決機関による苦情処理手続)	289
第四十一条の十七(指定信用情報機関の業務)	264	第四十一条の五十(指定紛争解決機関による紛争解決手続)	289
第四十一条の十八(兼業の制限)	264		
第四十一条の十九(信用情報提供等業務の一部の委託)	265		
貸金業法目次			
		第四十一条の五十一(時効の完成猶予)	291
		第四十一条の五十二(訴訟手続の中止)	292
		第四十一条の五十三(加入貸金業者の名簿の縦覧)	292
		第四十一条の五十四(名称の使用制限)	292
		第三節 監督	
		第四十一条の五十五(変更の届出)	293
		第四十一条の五十六(手続実施基本契約の締結等の届出)	293
		第四十一条の五十七(業務に関する報告書の提出)	295
		第四十一条の五十八(報告徴収及び立入検査)	295
		第四十一条の五十九(業務改善命令)	295
		第四十一条の六十(紛争解決等業務の休廃止)	296
		第四十一条の六十一(指定の取消し等)	296
		第四章 雑則	
		第四十二条(高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効)	298
		第四十三条(登録の取消し等に伴う取引の結了)	298
		第四十四条(財務大臣等への資料提出等)	298
		第四十四条の二(登録等に関する意見聴取)	299
		第四十四条の三(内閣総理大臣等への意見)	301
		第四十四条の四(取立てを行う者に対する質問)	301
		第四十五条(権限の委任)	302
		第四十五条の二(経過措置)	305
		第四十六条(命令への委任)	305
		第五章 罰則	
		第四十七条	306
		第四十七条の二	306
		第四十七条の三	306
		第四十八条	306
		第四十八条の二	308
		第四十八条の三	308
		第四十九条	309
		第五十条	309
		第五十条の二	310
		第五十条の三	310
		第五十条の四	310
		第五十一条	311
		第五十一条の二	311
		第五十一条の三	311
		第五十二条	312
		附則	312

貸金業法施行令目次 (重複して掲載される条文については、初出の頁数のみを記載)

第一条(定義).....	11
第一条の二(貸金業の範囲からの除外).....	11
第二条(手数料).....	19
第三条(法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人).....	20
第三条の二(貸金業者の最低純資産額).....	29
第三条の二の二(利息とみなされない費用).....	81
第三条の二の三(利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲).....	82
第三条の二の四(極度額を増額する場合について準用する法の規定の読替え).....	89
第三条の二の五(契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法).....	113
第三条の三(生命保険契約等に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法).....	114
第三条の四(契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法).....	127
第三条の五(受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法).....	130
第三条の六(債権を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え).....	139
第三条の七(貸金業者との密接な関係).....	144
第三条の八(保証等に係る求償権等取得した保証業者について準用する法の規定の読替え).....	147
第三条の九(受託弁済に係る求償権等取得した受託弁済者について準用する法の規定の読替え).....	157
第三条の十(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え).....	166
第三条の十一(受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え).....	174
第三条の十二(貸金業を営む者が債権を譲渡する場合等について準用する法の規定の読替え).....	181
第三条の十三(資格試験の受験手数料).....	237
第三条の十四(貸金業務取扱主任者の登録手数料).....	243
第三条の十五(貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録の有効期間).....	245
第三条の十六(内閣総理大臣が行う講習の受講手数料).....	249
第四条(すべての貸金業者のうちに協会の占める割合の最低限度).....	254

第四条の二(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定).....	279
第四条の三(異議を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合).....	280
第四条の四(名称の使用制限の適用除外).....	292
第五条(金融庁長官へ委任される権限から除外される権限).....	302
第六条(財務局長等への権限の委任).....	302
第七条(法附則第九条第一項に規定する政令で定める者).....	305
附則.....	325

貸金業法施行規則目次 (重複して掲載される条文については、初出の頁数のみを記載)

第一条(同一の会社等の集団に属する会社等への貸付け及び経営を共同で支配する会社等への貸付け).....	13
第一条の二(電磁的記録).....	15
第一条の二の二(電磁的方法).....	15
第一条の二の三(個人信用情報の対象とならない契約).....	16
第一条の二の四.....	16
第一条の三(定義).....	11
第一条の四(貸金業法施行令に係る電磁的方法).....	11
第一条の五(登録の申請).....	19
第二条(取締役等と同等以上の支配力を有する者).....	20
第三条(登録に当たり審査の対象等となる使用人).....	21
第三条の二(登録申請書に記載する連絡先等).....	22
第四条(登録申請書の添付書類).....	22
第四条の二(登録の実施).....	26
第四条の三(登録の拒否の通知).....	36
第五条(登録の更新の申請期限).....	19
第五条の二(心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者).....	27
第五条の三(不正な行為等をするおそれがあると認められる者).....	28
第五条の四(心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者).....	29
第五条の五(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由).....	29
第五条の六.....	30
第五条の七(登録の拒否の審査).....	32
第五条の八.....	32
第五条の九(純資産額).....	36
第六条(登録換えの申請).....	36
第七条(変更の届出).....	37
第八条(変更届出書の添付書類).....	37
第九条(貸金業者登録簿の閲覧).....	39
第十条(廃業等の届出).....	40
第十条の二(個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置等).....	43
第十条の三(返済能力情報の取扱い).....	43
第十条の四(特別の非公開情報の取扱い).....	43
第十条の五(委託業務の的確な遂行を確保するための措置).....	49
第十条の六(社内規則等).....	49

第十条の六の二（貸金業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	77	第十条の二十九（極度方式貸付けを抑制するために必要な措置）	103	第二十六条の四（保証等に係る求償権等取得後の受取証書の交付）	149
第十条の七（貸金業務取扱主任者の設置）	77	第十二条（貸付条件の掲示）	104	第二十六条の四の二（保証等に係る求償権等取得後の帳簿の備付け）	150
第十条の八（法第十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める数）	77	第十二条の二（契約締結前の書面の交付）	105	第二十六条の四の三	150
第十条の九（証明書の様式等）	77	第十二条の三（生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）	108	第二十六条の四の四（保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法）	150
第十条の九の二（従業者名簿の記載事項等）	77	第十三条（契約締結時の書面の交付）	114	第二十六条の四の五（保証等に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧等請求権者）	150
第十条の十（生命保険契約等の締結に係る制限）	78	第十四条 削除	115	第二十六条の五（保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	151
第十条の十一（貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない債務履行担保措置）	79	第十五条（受取証書の交付）	128	第二十六条の六（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）	151
第十条の十二（保証料の確認に関する記録の保存）	82	第十六条（帳簿の備付け）	131	第二十六条の七（受託弁済者に対する通知）	151
第十条の十三（貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない保証料に係る契約）	83	第十七条	132	第二十六条の七の二（受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）	156
第十条の十四（保証業者と締結してはならない根保証契約）	83	第十七条の二（帳簿の閲覧等請求権者）	132	第二十六条の七の三（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）	157
第十条の十五（媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為）	84	第十七条の三（帳簿の閲覧方法）	132	第二十六条の七の四（受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）	157
第十条の十六（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）	84	第十八条（特定公正証書の作成に係る説明事項）	133	第二十六条の八（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）	157
第十条の十六の二	85	第十九条（取立て行為の規制）	134	第二十六条の九（受託弁済に係る求償権等取得後の受取証書の交付）	158
第十条の十七（資力を明らかにする事項を記載した書面等）	85	第二十条（揭示すべき標識の様式）	137	第二十六条の九の二（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の備付け）	159
第十条の十八（貸付けの契約を締結した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）	87	第二十一条（債権を譲り受ける者に対する通知）	137	第二十六条の九の三	160
第十条の十九（極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合）	89	第二十一条の二（譲り受けた債権についての生命保険契約等の締結に係る制限）	139	第二十六条の九の四（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧方法）	160
第十条の二十（極度方式基本契約の極度額を増額した場合における返済能力の調査に関する記録の作成等）	89	第二十一条の三（譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付）	139	第二十六条の九の五（受託弁済に係る求償権等取得後の帳簿の閲覧等請求権者）	160
第十条の二十一（個人過剰貸付契約から除かれる契約）	89	第二十二条（譲り受けた債権についての書面の交付）	139	第二十六条の十（受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	160
第十条の二十一の二	89	第二十三条（債権譲渡後の受取証書の交付）	139	第二十六条の十一（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）	161
第十条の二十二（年間の給与に類する定期的な収入の金額等）	92	第二十三条の二（債権譲渡後の帳簿の備付け）	141	第二十六条の十二（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）	165
第十条の二十二の二	92	第二十三条の三	141	第二十六条の十二の二（譲り受けた保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）	166
第十条の二十三（個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約等）	92	第二十三条の四（債権譲渡後の帳簿の閲覧方法）	142	第二十六条の十二の三（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）	166
第十条の二十四（基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等）	97	第二十三条の五（債権譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者）	142	第二十六条の十二の四（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）	166
第十条の二十四の二	98	第二十四条（債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）	142	第二十六条の三（保証等に係る求償権等についての書面の交付）	148
第十条の二十五（極度方式基本契約に係る定期的な調査）	98	第二十五条（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）	142		
第十条の二十五の二	99	第二十六条（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）	142		
第十条の二十六（極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面等）	100	第二十六条の二（保証業者に対する通知）	143		
第十条の二十七（極度方式基本契約に係る定期的な調査等における返済能力の調査に関する記録の作成等）	101	第二十六条の二の二（保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）	147		
第十条の二十八（個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約等）	102	第二十六条の二の三（保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）	147		

貸金業法施行規則目次

貸金業法施行規則目次

第二十六条の十三(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)	167	第二十六条の二十三の三(削除)	182	第二十六条の三十五(合格の公示及び合格証書の交付)	231
第二十六条の十四(保証等に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)	167	第二十六条の二十三の四(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	182	第二十六条の三十六(合格者の名簿)	231
第二十六条の十四の二(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の備付け)	169	第二十六条の二十三の五(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)	183	第二十六条の三十七(指定の申請)	232
第二十六条の十四の三	169	第二十六条の二十三の六(保証業者に対する通知)	185	第二十六条の三十八(名称の変更等の届出)	233
第二十六条の十四の四(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)	169	第二十六条の二十三の七(削除)	185	第二十六条の三十九(役員の変更等の届出)	233
第二十六条の十四の五(保証等に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者)	169	第二十六条の二十三の八(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	185	第二十六条の四十(試験委員の要件)	233
第二十六条の十五(保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)	170	第二十六条の二十三の九(受託弁済者に対する通知)	186	第二十六条の四十一(試験委員の選任又は解任の届出)	234
第二十六条の十六(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	170	第二十六条の二十三の十(削除)	186	第二十六条の四十二(試験事務規程の記載事項)	234
第二十六条の十七(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)	170	第二十六条の二十三の十一(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	187	第二十六条の四十三(試験事務規程の認可の申請)	234
第二十六条の十八(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)	173	第二十六条の二十三の十二(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)	188	第二十六条の四十四(事業計画等の認可の申請)	234
第二十六条の十八の二(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限)	174	第二十六条の二十三の十三(削除)	189	第二十六条の四十五(帳簿の備付け等)	235
第二十六条の十八の三(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)	174	第二十六条の二十四(貸金業者との密接な関係)	195	第二十六条の四十六(試験結果の報告)	235
第二十六条の十八の四(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)	174	第二十六条の二十五(開始等の届出)	202	第二十六条の四十七(試験事務の休廃止の許可)	236
第二十六条の十九(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)	174	第二十六条の二十六(届出書に記載すべき事項)	203	第二十六条の四十八(試験事務の引継ぎ)	237
第二十六条の二十(受託弁済に係る求償権等譲渡後の受取証書の交付)	175	第二十六条の二十七(届出書に添付すべき書類)	199	第二十六条の四十九(合格の取消し等の報告)	237
第二十六条の二十の二(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の備付け)	176	第二十六条の二十八(公告の方法)	205	第二十六条の五十(登録講習)	239
第二十六条の二十の三	177	第二十六条の二十九(事業報告書の様式等)	223	第二十六条の五十一(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等)	239
第二十六条の二十の四(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧方法)	177	第二十六条の三十(資格試験の基準)	225	第二十六条の五十二(主任者登録の申請)	238
第二十六条の二十の五(受託弁済に係る求償権等譲渡後の帳簿の閲覧等請求権者)	177	第二十六条の三十一(資格試験の内容)	231	第二十六条の五十三(主任者登録の通知等)	240
第二十六条の二十一(受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項)	177	第二十六条の三十二(受験手続)	231	第二十六条の五十四(主任者登録の変更)	241
第二十六条の二十二(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	178	第二十六条の三十三(資格試験の方法)	231	第二十六条の五十五(死亡等の届出の様式)	241
第二十六条の二十三(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)	178	第二十六条の三十四(資格試験の施行及び資格試験の期日等の公示)	231	第二十六条の五十六(主任者登録の抹消)	242
第二十六条の二十三の二(債権を譲り受ける者に対する通知)	181			第二十六条の五十七(主任者登録の更新)	242
				第二十六条の五十八(貸金業協会の登録事務)	242
				第二十六条の五十九(金融庁長官への届出)	243
				第二十六条の六十(登録講習機関の登録等の申請)	244
				第二十六条の六十一(登録講習機関登録簿の記載事項)	245
				第二十六条の六十二(登録講習機関の登録の更新の申請期間)	245
				第二十六条の六十三(登録講習事務の実施基準)	246
				第二十六条の六十四(登録講習機関の登録事項の変更の届出)	246
				第二十六条の六十五(講習事務規程の記載事項)	247
				第二十六条の六十六(登録講習事務の休廃止の届出)	247
				第二十六条の六十七(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)	247
				第二十六条の六十八(電磁的記録に記載された事項を提供するための方法)	247
				第二十六条の六十九(帳簿の備付け等)	249
				第二十六条の七十(登録講習事務の実施結果の報告)	249

		<p>平成二〇年 二月一三日内閣府令第五号 平成二〇年 七月 四日内閣府令第四三号 平成二〇年 九月二四日内閣府令第五六号 平成二一年 二月二四日内閣府令第七六号 平成二一年 二月二八日内閣府令第七八号 平成二二年 六月一日内閣府令第三二二号 平成二二年 九月二日内閣府令第四二二号 平成二三年 四月二八日内閣府令第二一七号 平成二三年 七月二六日内閣府令第三五五号 平成二三年 〇月二八日内閣府令第五七号 平成二四年 三月二六日内閣府令第一〇号 平成二四年 三月三〇日内閣府令第一七号 平成二四年 七月 六日内閣府令第四六号 平成二五年 四月 一日内閣府令第二二二号 平成二五年 七月 一日内閣府令第四三三号 平成二六年 二月 一四日内閣府令第七号 平成二六年 三月 五日内閣府令第一四号 平成二六年 三月二四日内閣府令第一八号 平成二七年 三月三十一日内閣府令第三一七号 平成二七年 四月二八日内閣府令第三七号 平成二七年 〇月 五日内閣府令第五九号 平成二七年 二月二八日内閣府令第八〇号 平成二八年 三月 一日内閣府令第九号 平成二八年 三月二三日内閣府令第一三三号 平成二八年 三月三〇日内閣府令第一八号 平成二八年 四月二二日内閣府令第四〇号 平成二八年 九月三〇日内閣府令第六一七号 平成二九年 三月二三日内閣府令第六号 平成二九年 三月二四日内閣府令第九号 平成三〇年 七月一三日内閣府令第三七号 平成三〇年 九月一四日内閣府令第四三三号 令和 元年 五月 七日内閣府令第二号 令和 元年 六月二四日内閣府令第一四号 令和 元年 九月 一日内閣府令第二六号 令和 元年 〇月一五日内閣府令第三四号 令和 元年 〇月一八日内閣府令第三五号 令和 元年 一月二九日内閣府令第四一七号 令和 元年 二月 一六日内閣府令第四七号 令和 二年 三月二五日内閣府令第一四号 令和 二年 七月一〇日内閣府令第五一七号</p>	
貸金業法	貸金業法施行令	貸金業法施行規則	監督指針

貸金業法

貸金業法	貸金業の規制等に関する法律をここに公布する。	貸金業法	貸金業の規制等に関する法律施行令をここに公布する。	貸金業法施行規則	令和 二年一〇月 一日内閣府令第六八号 令和 二年一二月二三日内閣府令第七五号
監督指針					

貸金業法	貸金業法施行令	貸金業法施行規則	監督指針
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 国又は地方公共団体が行うもの</p> <p>二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの</p> <p>三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの</p> <p>四 事業者がその従業者に対して行うもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの</p> <p>2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「極度方式基本契約」、「極度方式貸付け」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機関」又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、極度方式基本契約、極度方式貸付け、貸金業協会、電磁的方法、指定信用情報機関、指定試験機関又は登録講習機関をいう。</p> <p>(貸金業の範囲からの除外)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条の三 この府令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。</p>	<p>I-1 貸金業者の検査・監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。</p> <p>他方、貸金業の利用については、その対価として高い金利が求められ、返済可能性を十分に考慮しない安易な借入れが多重債務化につながりやすいとの指摘がある。また、貸金業者のビジネスモデルについても、適切な規制や検査・監督を欠く場合には、このようなリスクを利用者に理解させ債務者の破綻を未然に防止する取組みが不十分なまま、過度な貸付けや債権回収が行われるおそれがあると指摘されている。</p> <p>貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制機関である貸金業協会（以下「協会」という。）の認可等を的確に実施し、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを検査・監督の目的とする。</p> <p>(2) 貸金業の検査・監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた検査・監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。</p> <p>第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所又は事務所（以下「営業所等」とい</p>

貸金業法第一条、第二条